

令和2年度 北部図書館機能等整備工事設計業務  
公募型プロポーザル実施要項

## 1 事業の目的について

北部図書館は、コミュニティ機能を持つ会館施設（公民館）と併せて、地域の新たな魅力づくりに大きく貢献する施設にするとともに、速野学区を始めとする北部市街地に居住する多世代の住民の交流を促進し、地域の絆や地域活動の強化に繋がる活動拠点となるよう整備する。

当該施設は、市立図書館の分館としての機能および公民館としてのコミュニティ機能を整備するものとし、北部市街地の住民の活動の拠点とするとともに、老若男女が読書に親しみ、本を好きになり、新たな交流が生まれる施設を目指す。

## 2 プロポーザル方式の種別および採用理由について

北部図書館の整備については、北部市街地の重要拠点となる当該施設が地元住民にとって末永く愛着と誇りを持てる建築物となること、既存の施設（速野会館）を増築して利用することについて、耐震診断を行った上で改修・増築を検討する方針であることから、柔軟な発想や高い技術力が必要となる。

こうしたことから、当該業務の実施にあたっては、多くの参加者から本市が求める整備コンセプトを実現する方策、ゾーニングおよび動線計画の考え方、設計手法に係る技術提案を求め、最も適切な設計者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

## 3 委託業務概要について

### (1) 業務の概要

#### ア 業務名

北部図書館機能等整備工事設計業務

#### イ 業務内容

守山市北部図書館機能・コミュニティ機能整備にかかる基本・実施設計等業務  
[委託する設計業務等]

#### (ア) 基本・実施設計業務

- ・耐震診断結果をもとにした既設建物の耐震改修設計
- ・新設増築部分および既存施設の改修設計（増築は380㎡程度を想定しているが、工事予算内で可能な限り計画面積を広げること）
- ・必要に応じ、敷地内の外構工事の設計

#### (イ) その他関連業務

- ・設計に係る地盤調査

・対象となる工事の実施に係る法令上必要となる各種申請

※詳細については、設計委託業務特記仕様書による。

#### ウ 業務条件

(ア) 予定工事費については、今後の社会情勢により変動する可能性があるが、現時点における概算金額（消費税および地方消費税額を除く）は以下のとおりである。

・全体工事費 約 290,000 千円（外構工事含む）

なお、当該施設に求められるコンセプトや機能を維持しつつ、工事予算内で可能な限り新設増築部分の計画面積を広げること

(イ) 既存建物（速野会館）の耐震診断結果（別途実施）をもとに耐震改修、既存改修設計を行なうこと。耐震診断の受託者と診断結果および改修方針等について綿密に打合せを行なうこと。

なお、耐震診断に用いるプログラムは下記を予定している。

「一貫構造計算ソフトウェア Super Build/SS7」

「Super Build®/RC 診断 2001 ver2.7 (2018)」

(ウ) 既存敷地内において会館の増築を行うにあたり、駐車場も含めた敷地全体を計画の対象とする。駐車場等の必要台数は下記のとおり現況の台数確保を原則とし、必要に応じ外構工事（駐輪場の移設等）を検討する。

・車いす使用者用駐車スペース：1台

・普通車駐車スペース：11台（うち1台は電気自動車用充電スタンドを設置）

・駐輪場：19.34 m<sup>2</sup>

(エ) 当該施設に係る工事については、下記の国庫補助金の交付を受ける予定である。

・地方創生拠点整備交付金事業

(オ) ユニバーサルデザイン、バリアフリー化を考慮し、エレベーターの設置を計画すること。

(カ) 基本設計は令和2年12月15日までに完了すること。

(キ) その他、当該業務に必要な事項は市と協議の上行うこと。

エ 履行期間 令和2年契約締結日から令和3年3月26日まで

オ 履行場所 守山市水保町地先

カ 業務委託料は、20,735千円（消費税および地方消費税を含む）以下を想定している。

#### (2) スケジュール

ア 参加表明書等の提出期限 令和2年9月9日（水曜日）

イ 参加資格結果通知（技術提案書等の提出要請） 令和2年9月11日（金曜日）

ウ 技術提案書等の提出期限 令和2年9月25日（金曜日）

エ 審査 令和2年10月2日（金曜日）

オ 審査結果通知（契約予定者の特定） 令和2年10月5日（月曜日）

(3) 発注者 守山市長 宮本 和宏

(4) 事務局

守山市教育委員会事務局 教育総務課

住所：〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1140

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp>

#### 4 プロポーザルの参加資格要件

資格要件の審査基準日は本プロポーザル手続開始を公告した日の前日とする。

(1) 単体企業（個人設計事務所を含む）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別決算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

ウ 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。

オ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする法人の役員（個人事務所の場合は代表者をいう）をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所  
の登録を受けていること。

キ 滋賀県内に本店を有する者

ク 平成22年4月1日から公告日前日までに500㎡以上かつ2階建て以上の鉄骨造建  
築物の新築、増築、改築の設計業務（基本設計のみの業務および意図伝達業務を除  
く。）を元請（共同体の代表構成員としての実績またはPFI事業の構成員としての実  
績を含む。）として受託し、完了した実績を有すること。（日本国内の実績に限る。）

ケ 配置予定技術者に関する要件

(ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技  
術者、機械設備担当主任技術者を各1名配置すること。（管理技術者と担当主任  
技術者のうち1名、また電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼  
務可とする。）なお、各担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置するこ  
とができる。

(イ) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者は、建築士法第2条第  
2項に規定する一級建築士であること。

(ウ) 契約締結時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

(2) 設計共同体（以下「共同体」という。）

ア 共同体に関する要件

(ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業または他の共同体の構成員で  
ないこと。

(イ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

イ すべての構成員に関する要件

2(1)アからカに掲げる条件を満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

(ア) 2(1)キおよびクに掲げる条件を満たしている者であること。

(イ) その他の構成員の分担業務額を上回ること。

(ウ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件 2(1)ケに同じ。

## 5 参加表明書等の提出について

(1) 参加表明書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書を送れるものに限る）または持参により提出  
すること。（提出期限内に必着のこと。）

イ 提出書類

(ア) 参加表明書兼誓約書（様式 1 - 1、1 - 2）

(イ) 資格要件書（様式 2）

ウ 添付書類

(ア) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合）

(イ) 登記事項証明書の写しおよび定款

(ウ) 一級建築士事務所登録証明書の写し

(エ) 設計共同体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要。協定書については、別添参考様式をもとに作成すること。）

(オ) 役職員名簿（設計共同体により参加の場合は、構成員毎に作成すること。）

(カ) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し

① 国 税 ： 法人税、消費税及び地方消費税（その 3 の 3）

② 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税

③ 市町村税 ： 法人市町村民税、固定資産税

注 1：「令和 2 年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録がある者については、添付書類の提出は不要とする。ただし、設計共同体により参加する場合は(エ)を提出すること。

注 2：登記事項証明書、建築士事務所登録証明書および納税関係証明書の各写しについては、本プロポーザル手続開始の公告をした日の前日において発行後 3 か月以内のものに限る。

注 3：納税関係証明書について

- ・ 国税については、免税業者についても提出すること。
- ・ 本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。
- ・ 設計共同体により参加する場合は、すべての構成員の証明書を提出すること。
- ・ 証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。
- ・ 個人事業主については、上記①～③に相当する納税関係証明書（所得税、住民税等）を提出すること。

エ 提出期限 令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）午後 5 時まで

オ 提出部数 ・ 参加表明書兼誓約書（様式 1）、資格要件書（様式 2）

正本 1 部、副本 1 部（写し）

・ 添付書類

正本 1 部（左上クリップ留め）

(2) 提出先

上記 3 (4) に記載の事務局に同じ。

(3) 参加表明書等の作成および記載上の留意事項

ア 参加表明書等の作成方法

参加表明書等の様式は、別添の様式 1 および様式 2 に示すとおりとする。

イ 同一企業の本社および支店を含め、重複申請は認めない。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書兼誓約書 (様式 1 - 1) (様式 1 - 2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。</li><li>・設計共同体（以下「共同体」という。）として参加する場合は、共同体名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。</li><li>・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。</li></ul>
資格要件書 (様式 2) ※資格要件は公告文に記載	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出者の建築士事務所登録の状況を記載する。</li><li>・共同体で応募する場合は提出者欄に代表構成員の情報を記載する。</li><li>・平成 22 年 4 月 1 日から公告日前日までに完了した 500 m<sup>2</sup>以上かつ 2 階建て以上の鉄骨造建築物の新築、増築、改築に係る設計業務実績について一つを記載する。</li><li>・共同体としての業務実績（代表構成員としての実績に限る）については、協定書の写しを添付する。</li><li>・PFI 事業としての実績については、発注者欄に事業主体および設計委託契約発注者を記載する。</li><li>・実績が確認できる資料を添付する。</li></ul>

## 6 技術提案書等の提出について

### (1) 技術提案書等の提出方法

#### ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書で送れるものに限る）または持参により提出すること。（提出期限内に必着のこと。）

#### イ 提出書類

- (ア) 技術提案書等提出書（様式3）
- (イ) 事務所の業務実績（様式4）
- (ウ) 管理技術者の経歴等（様式5）
- (エ) 主任技術者の経歴等（様式6）
- (オ) 特定テーマに対する技術提案書（様式7）
- (カ) 見積書（様式8）

#### ウ 提出期限

令和2年9月25日（金曜日）午後5時まで

#### エ 提出部数

正本1部、副本10部（左上クリップ綴じ）とする。

### (2) 提出先

上記3(4)に記載の事務局に同じ。

### (3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

技術提案を求めるテーマは以下の1～3とする。

#### 特定テーマ1：多世代の利用者の交流を促進するゾーニングの考え方

整備コンセプト（地域の絆や地域活動の強化に繋がる交流の場）を実現するためのゾーニングおよび動線計画を提案すること。なお、技術提案にあたっては、既存建物の平面・配置計画図を前提として、増築エリアを含めた全体で提案すること

#### 特定テーマ2：北部の玄関口・速野の顔にふさわしい施設の考え方

今回増築する部分を含めて、施設全体が地元住民にとって末永く愛着と誇りを持てる外観デザインを提案すること

#### 特定テーマ3：読書に親しみ、人生を豊かにできる図書館空間の考え方

老若男女が読書に親しみ、人生を豊かにできるような、温かみのある内装と多くの「本」に囲まれる内観・空間形成を提案すること



(4) 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書等 提出書 (様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。</li> <li>・設計共同体（以下「共同体」という。）として参加する場合は、共同体名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印及び代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。</li> <li>・技術提案書の作成者の氏名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。</li> </ul>
事務所の業務 実績 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単体企業または共同体の構成員が、平成22年4月1日から公告日前日までに下記に該当する建築物の設計業務（基本設計のみの業務および意図伝達業務を除く。）を元請（共同体の代表構成員としての実績またはPFI事業の構成員としての実績を含む。）として受託し、完了した実績を記載する。（日本国内に限る。）</li> <li style="padding-left: 2em;">旧耐震基準建築物（昭和56年以前）への増築</li> <li>・共同体としての業務実績は、協定書の写しを添付する。</li> <li>・業務実績については評価に該当する業務実績を記載する。</li> <li>・実績が確認できる資料を添付する。</li> </ul>
管理技術者の 経歴等 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士の資格について記載し、その証跡の写しを添付する。</li> <li>・業務実績は、公告日前日までに設計業務が完了した直近のものを記載する。</li> </ul>
担当主任技術 者の経歴等 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士等の資格について記載し、その証跡の写しを添付する。</li> <li>・業務実績は、公告日前日までに設計業務が完了したもののうち、面積が最大のものを記載する。</li> </ul>
特定テーマに 対する技術提 案 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定テーマ（1～3）について記載するものとする。</li> <li>・全体配置図、概略プラン、内観・外観パース、その他（概念図、図表、写真等）などを用いて提案すること。ただし詳細設計でないこと。</li> <li>・記載できる枚数は2枚までとする。</li> <li>・各テーマの記載配分、配置は任意とする。</li> <li>・A3版・横づかいとする。</li> <li>・別途、PDFデータを保存したCD-Rを1枚提出する。</li> <li>・様式については、一般公開されることに留意し、事務所がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。</li> </ul>

見積書 (様式8)	・審査の結果、契約予定者と特定された場合は、本見積書に記載された金額が契約金額となることから、本要項、「守山市建築設計委託業務共通仕様書」および「設計委託業務特記仕様書」を前提に、技術提案書の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積ること。
--------------	--

## 7 審査方法等について

### (1) 審査委員会

ア 本業務に係る技術提案書等の審査を行うにあたり、審査委員会として、北部図書館機能等整備工事設計業務に係るプロポーザル審査委員会を設置する。

#### イ 委員（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等
学識 経験者	川井 操	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン学科 准教授
	飯島 秀子	守山市 都市活性化局局长
	—	守山市図書館協議会委員代表者
市民 代表者	—	地区代表者（速野学区自治会長）
	—	地区代表者（速野学区自治会長）
	—	地区代表者（速野学区自治会長）

### (2) 参加資格の確認

#### ア 参加資格の確認方法

- (ア) 参加表明書等を提出した者について、資格要件の確認を行う。なお、参加資格の確認については事務局で執り行う。
- (イ) 資格要件を満たす者について、技術提案書等の提出要請書を送付する。

### (3) 審査（契約予定者等の特定）

#### ア 審査の方法

- (ア) 技術提案書等を提出した者（参加資格を有する者）について、技術提案書等を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションについて評価を行う。
- (イ) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行うものとする。
- (ウ) 契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かった者から順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。

#### イ 審査の評価基準

審査の評価基準は以下のとおりである。

### 【審査の評価基準】

(別添北部図書館機能等整備工事設計業務に係るプロポーザル評価基準参照)

#### ウ 審査におけるプレゼンテーション

審査では、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施場所：守山市内

(イ) 実施日時：令和2年10月2日（金曜日）

(ウ) 出席者は、管理技術者および主任技術者を含む3名以内（パソコン等の機材の操作者1名を含まない）とし、説明については、管理技術者または主任技術者が中心に行うこと。

(エ) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとする。

(オ) プレゼンテーションおよび審査については非公開とする。

(キ) プレゼンテーションの追加資料は受理しない。場所、時間、その他プレゼンテーション詳細については、参加資格者あてに別途通知する。

#### (4) 審査結果の通知

##### ア 参加資格の確認結果の通知

令和2年9月11日（金曜日）に書面により通知する。

##### イ 審査結果の通知

令和2年10月5日（月曜日）に書面により通知する。

#### (5) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、参加資格確認の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取扱う。この場合は「特定」とあるものを「選定」と読み替える。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ア) 受付場所：上記3(4)に記載の事務局に同じ

(イ) 受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

## 8 その他について

### (1) 実施要項の内容についての質問の受付および回答

ア 提出方法：本実施要項、様式および別添資料に関する質問について、様式9「質問書」に記載し、電子メールにより提出するものとする。

イ 受付部局：上記3(4)に記載の事務局に同じ。

ウ 受付期間：公告日から令和2年8月26日（水曜日）午後5時まで

エ 質問に対する回答：すべての質問および回答をとりまとめ、上記3(4)に記載の事務局のホームページに掲載する。

オ 質問の回答日：令和2年8月31日（月曜日）

### (2) その他の留意事項

ア プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。

イ 参加表明書兼誓約書および技術提案書等（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。また、様式7「特定テーマに対する技術提案書」については、一般に公開する。

なお、全ての提出書類は、守山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。

エ 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の承諾を得なければならない。

オ 本実施要項中の期間等については、土曜日、日曜日および祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後1時までの時間帯を除く。

カ 契約書作成の要否 要

キ 支払い条件

業務完了時において、業務完了検査後、一括して支払うものとする。

ク 履行期限の詳細は設計委託業務特記仕様書による。

ケ 本業務委託契約者と工事施工監理業務を別途契約により委託する予定である。

以 上